

3)点検結果及び計画について

3)令和5年度の点検結果(徳島県)

< 橋梁の判定区分 >

◆道路橋の点検結果

徳島県		令和5年度 点検数	点検結果			
			I	II	III	IV
国		73	32	20	21	0
高速 道路 会社	西日本	44	8	36	0	0
	本州四国連絡	8	2	6	0	0
県		617	23	527	67	0
市町村		1,695	136	1,447	112	0
計		2,437	201	2,036	200	0

○橋梁では、徳島県（全道路管理者）における判定区分の割合は、

- I 8.2%
- II 83.5%
- III 8.2%
- IV 0.0%

判定区分	状態	
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	



* 「道路メンテナンス会議調べ」（令和6年3月末時点）

* 管理施設数は撤去済・廃止済等の施設は除く



3)令和5年度の点検結果(四国全体)

< 橋梁の判定区分 >

◆道路橋の点検結果

四国全体		令和5年度 点検数	点検結果			
			I	II	III	IV
国		542	398	105	39	0
高速 道路 会社	西日本	252	76	176	0	0
	本州四国連絡	28	17	11	0	0
県		1,495	98	1,259	138	0
市町村		6,879	1,091	5,235	541	12
計		9,196	1,680	6,786	718	12

○橋梁では、四国全体（全道路管理者）
における判定区分の割合は、

- I 18.3%
- II 73.8%
- III 7.8%
- IV 0.1%

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



* 「道路メンテナンス会議調べ」（令和6年3月末時点）

* 管理施設数は撤去済・廃止済等の施設は除く



3巡目点検計画(R6~R10) 徳島県

◆道路橋の点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		令和9年度 (2027)		令和10年度 (2028)	
国		459	84	18%	96	21%	97	21%	99	22%	83	18%
高速道路会社	西日本	218	43	20%	53	24%	49	22%	39	18%	34	16%
	本州四国連絡	27	0	0%	11	41%	8	30%	0	0%	8	30%
県		2,770	469	17%	1,051	38%	283	10%	327	12%	640	23%
市町村		9,468	1,377	15%	2,115	22%	1,947	21%	2,436	26%	1,592	17%
計		12,942	1,973	15%	3,326	26%	2,384	18%	2,901	22%	2,357	18%

◆トンネルの点検計画

(左：トンネル数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		令和9年度 (2027)		令和10年度 (2028)	
国		34	8	24%	4	12%	10	29%	6	18%	6	18%
高速道路会社	西日本	21	0	0%	4	19%	0	0%	9	43%	8	38%
	本州四国連絡	6	1	17%	1	17%	1	17%	2	33%	1	17%
県		100	11	11%	12	12%	31	31%	28	28%	18	18%
市町村		24	0	0%	0	0%	1	4%	0	0%	22	92%
計		185	20	11%	21	11%	43	23%	45	24%	55	30%

◆道路附属物等の点検計画

(左：道路附属物数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)		令和9年度 (2027)		令和10年度 (2028)	
国		148	20	14%	21	14%	35	24%	40	27%	32	22%
高速道路会社	西日本	121	46	38%	32	26%	26	21%	21	17%	18	15%
	本州四国連絡	6	0	0%	0	0%	3	50%	1	17%	2	33%
県		132	50	38%	43	33%	8	6%	1	1%	30	23%
市町村		8	3	38%	1	13%	1	13%	1	13%	2	25%
計		415	119	29%	97	23%	73	18%	64	15%	84	20%

* 「道路メンテナンス会議」調べ（令和6年9月末時点）

* 予算措置状況、施設の新設・撤去・廃止・管理移管等により変更する場合がある

* 管理施設の新設・撤去・廃止・管理移管・診断中等により管理施設数と点検数が一致しない場合がある